



第31回肝属川クリーン作戦を開催
 私たちの生活の豊かさ引き換えに汚れてしまった肝属川を澄んだきれいな川に戻すため、肝属川クリーン作戦を実施します。

- 日時 7月20日(日) 6時30分～7時30分
- 清掃区域 下祓川町樋渡橋～吾平町馬込橋までの肝属川
- 集合場所 市役所前駐車場、リナシテイかのや水辺広場付近、和田井堰公園、鹿屋商工会議所、「役所の下橋」付近
- 作業内容 空き缶・木ざり・ビニール等の収集
- 準備品 軍手など

肝属川クリーン作戦実行委員会 (市生活環境課内・5階)
 ☎0994-4312111
 内線3517

「弁護士による交通事故相談会」の参加者を募集
 ●日時 7月9日(水) 13時～15時
 ●場所 県交通事故相談所鹿屋支所(大隅地域振興局内)
 ●内容 交通事故に関する高度な法律相談に対処するため、弁護士による交通事故相談
 ●相談料 無料
 ●申込方法 電話でお申し込みください。
 ●申込期限 7月7日(月)
 ※交通事故相談員による相談は、休日を除く毎週月～木曜日の9時～15時30分の間を受け付けています。

県交通事故相談所鹿屋支所
 ☎0994-5212089

お知らせ

森林を伐採するときは「伐採届」をお忘れなく
 保安林を除く森林を伐採するときは、あらかじめ市に伐採届の提出が必要です。
 この届出制度は、森林資源の状況を把握し、また、森林

平成27年度から小型浄化槽設置整備事業補助金の新設補助が廃止されます
 市では、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業実施区域以外で、住宅に台所・風呂・洗濯機等からの雑排水とトイレからの汚水を併せて処理する浄化槽(合併処理)を設置する場合に、補助金を交付しています。
 平成27年度から新設補助が廃止され、単独処理浄化槽又は、くみ取り便槽からの転換のみ補助の対象となります。

市上下水道部下水道課
 ☎0994-3111133

「鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました
 市では、国・県・近隣自治体等と連携・協力を図り、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に一体となつて取り組むこと、また市民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めることを目的として「鹿屋市配偶者

の伐採と、その後の造林施業が市の森林整備計画に基づいて適正に行われるようにするために設けられています。
 なお、保安林に指定されている森林を伐採する場合は、事前に県知事の許可が必要となります。

●伐採届の留意事項
 ○森林施業のためでも、主伐・間伐を問わず、届出が必要です。
 ○伐採を開始する日の30日から90日前までに提出してください。
 ○無届伐採は、行政指導や罰則の対象になります。

市畜産林務課(2階)
 ☎0994-3111118

オオキンケイギクは特定外来生物です
 オオキンケイギクは、5月から7月にかけて、鮮やかな黄色の花を咲かせます。
 道路脇等でよく見かけますが、一度定着すると在来の野草を駆逐するなど生態系に影響を及ぼし、周りの景観を変えてしまう性質を持つているため、栽培や運搬等が禁止されています。
 駆除を行う際には、根から



サマージャンボ宝くじを発売
 宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

販売期間 7月4日(金)～25日(金)
 抽選日 8月5日(火)
 価格 300円
 ●当選金
 ○サマージャンボ宝くじ 1等4億円、前後賞1億円
 ○サマージャンボミニ 600万1等、6,000万2等、600万円 など

鹿屋市町村振興協会
 ☎0991-2061001

引き抜いたものを2～3日天日にさらして枯死させた後燃えるゴミとして処分してください。場所によっては、除草剤による駆除も効果的です。

市生活環境課(5階)
 ☎0994-3111115

等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。
 計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間です。この計画に基づき、暴力を許さない誰もが安心して暮らすことの出来る地域社会づくりを進めていきます。
 基本計画は市ホームページのほか、市情報公開室、各総合支所、各出張所、男女共同参画推進室で閲覧できます。

市民活動推進課(5階)
 ☎0994-4312111
 内線3593

配偶者等からの暴力でお悩みの皆さんへ
 暴力をふるわれても我慢するしかないと思っていないでしょうか。暴力は絶対許されない行為であり、暴力をふるわれていい人は一人もいません。一人で悩まずにまず相談してみてください。

市子育て支援課婦人相談室
 ☎0994-4312111
 内線3186

「情報公開・個人情報保護制度」平成25年度運用状況の公表

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、件数などをお知らせします。なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理の状況、開示請求の内容などの詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。

●情報公開制度の運用状況

○開示請求の件数等

請求件数	決定内容			
	開示	一部開示	不開示	その他
78	27	42	3	6

※不服申立て処理の件数=1件

●個人情報保護制度の運用状況

○開示請求の件数等

請求件数	決定内容			
	開示	一部開示	不開示	その他
9	5	3	1	0

※訂正請求、利用停止請求及び決定に対する不服申立てはありませんでした。

○簡易開示の処理状況

試験名	実施機関	受験者数	開示件数
平成25年度市職員採用試験	鹿屋市長	第1次試験 144人 第2次試験 26人	12件
平成25年度市立看護専門学校専任教員採用試験	鹿屋市教育長	3人	0件

市情報行政課(5階) ☎0994-31-1135

介護保険高額サービス資金貸付基金制度のお知らせ

市では、同じ月に利用した介護保険サービス費の合計額が世帯の上限額を超えた場合、支払い後にその超えた分について高額介護サービス費として払戻しを行っていますが、支払いが困難な人に対しては、超えた分を先に貸し付ける基金制度を設けています。

- 貸付対象者=介護保険の被保険者で、介護保険法に規定する高額介護サービス費の上限を超えた額の支給が見込まれ、かつ、高額な介護サービス費を支払うことが困難と認められる人
- 対象となるサービス費
 - 居宅介護(予防)サービス費 ※訪問介護や通所介護等
 - 施設サービス費
 - 地域密着型介護(予防)サービス費 ※グループホーム等
- 貸付金額=高額介護サービス費の支給見込額以内

【高額介護サービス費の世帯上限額】

区分	世帯の上限額
一般世帯(下の区分に該当しない人)	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円
○合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ○高齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)※
○生活保護の受給者 ○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者ではなくなる人	15,000円(個人)※

※世帯単位ではなく、個人単位の上限額です。

市高齢福祉課(1階⑧番窓口) ☎0994-31-1116